

大阪市立科学館

全天周映像「星の一生（仮題）」制作業務委託

仕様書

地方独立行政法人大阪市博物館機構 大阪市立科学館

1 目的

大阪市立科学館（以下「科学館」という。）は「科学を楽しむ文化の振興」を館のミッションとして掲げている。この科学館のプラネタリウムにおいて、投影するためのオリジナルの全天周映像作品を制作することが本事業の目的である。この映像作品においては、恒星の誕生から進化および最期に見られる諸現象を題材とし、肉眼的あるいは天体写真などで観察される色合いやスペクトル観測から得られる知見をもとに恒星の諸現象の科学的理解へ観客を導くことを狙いとする。また、科学館における投影にとどまらず、他のプラネタリウム館へ配給も行える作品とする。

2 業務概要

(1) 業務名

大阪市立科学館全天周映像「星の一生（仮題）」制作業務

(2) 実施場所

大阪市立科学館（大阪市北区中之島四丁目2番1号）

(3) 契約期間

令和7年8月1日から令和8年3月31日まで

(4) 業務項目

ア 全天周映像作品「星の一生（仮題）」制作業務

イ 映像作品の予告編及び広報素材の制作業務

ウ その他上記業務に付随する業務

3 業務内容

(1) 全天周映像作品「星の一生（仮題）」制作業務

ア 企画・立案・管理

科学館の視点に立って本業務が効率的かつ適正に実施されるように、また、本業務の目的や科学館の要求するサービスを達成できるように、すべての工程におけるプロジェクト管理（各作業の進捗状況の把握、科学館が見落としがちな要件の指摘、品質レビューの実施、課題・問題点の早期発見と解決策の検討・実施、委託者への迅速な状況報告等）を徹底すること。

プロジェクト管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つのみならず適切な課題解決策、方法論等を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実にプロジェクト推進できる能力を有すること。また、プロジェクトの要員の作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど課題・問題等が発生した場合は、早急に原因を調査し、要員の追加や担当者の変更等、体制の見直しを含みリカバリプランを提示し科学館の承認を得た上で、これを実施すること。

イ シナリオ作成

科学館の監修を受けながら、作成すること。

ウ 映像制作

ドーム直径に対する解像度 4096 ピクセル、30fps とする。

エ 音響制作

音声はショート版・ロング版共に、6.2チャンネルサラウンド音声、5.1チャンネルサラウンド音声、ステレオ2chの音源データを製作すること。

日本語版の他、ネイティブチェック済みの英語版音声も制作すること。

オ 編集作業

上映時間約20分の全天周映像（以下「ショート版」という。）及びショート版に解説を追加し上映時間約25分の全天周映像（以下「ロング版」という。）を制作すること。

カ 権利処理

映像作品の制作にあたり、発注者以外が権利を持つ映像音声素材等の使用について、プラネタリウムにおける投影に支障がないよう使用許諾などの権利処理を行うこと。

また、科学館においての永久上映及び配給業務等にかかる著作権隣接権他一切の権利処理も行い、発注者が費用を負担することなく使用できるようにすること。

(2) 上記映像作品の予告編及び広報素材の製作業務

ア 予告編動画はショート版・ロング版に共通のものとして上映時間を約90秒とし、ドーム映像版（解像度4096ピクセル、30fps）と、HD版（フルハイビジョン1080p形式）の2バージョンを制作すること。音声は5.1チャンネルサラウンド音声と2チャンネルステレオ音声の2バージョンを制作すること。

イ ポスター・チラシなどに使用できるキービジュアルを縦構図・横構図で各1カット合計2カット制作するとともに、それぞれ作品タイトル等を含んだポスターデザインを制作すること。また、チラシとして使用できるように、ハイライトシーン数カットを含み、作品のあらすじ等を含んだA4サイズ両面の印刷物の原稿デザインを制作すること。

(3) その他上記業務に付随する業務

4 業務体制

(1) 受注者は、業務全体を総括する者（以下「プロデューサー」という。）を定めること。

プロデューサーには、プラネタリウム番組（全天周映像作品に限定しない）の制作について、十分な業務経験を有する者とする。

(2) 受注者は、映像制作のディレクション及び統括を行う者（以下「監督」という。）を定めること。

監督は、ドーム映像の製作責任者として、十分な映像製作経験を有する者とする。

5 成果物

(1) 以下を1つのHDD又はSSDにまとめたものを成果物とする。

ア 全天周映像本編

(ア) ショート版（約20分）

ドームマスター連番形式及び音声トラックデータ

(イ) ロング版（約25分）

ドームマスター連番形式及び音声トラックデータ

イ 予告編動画

- (ア) ドーム版
ドームマスター連番形式及び音声トラックデータ
 - (イ) ハイビジョン版
mp4形式動画及び音声トラックデータ
 - ウ 広報用素材
イラストレータ形式
- (2) 納品数
2台

6 知的財産権の帰属等

- (1) 映像作品の作品全体の著作権は発注者に帰属する。ただし、作品中に使用する映像音声素材のうち、発注者及び受注者以外の第三者が権利を有する素材については、素材に関する権利の移転を求めない。また、受注者がオリジナルとして製作を行った映像及び音声について、カット単位の映像音声素材としての著作権は受注者が保有し、ショートピース映像素材等として受注者が本作品とは独立して販売等の利用をすることを発注者は妨げない。
- (2) 本業務を実施するにあたり、第三者ソフトの利用が必要となる場合は、受注者の負担により発注者と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 受注者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

7 成果物の配給

完成した全天周映像作品を発注者以外のプラネタリウム館等へ配給する権利は発注者が保有する。本作品の完成後に、本作品の配給業務を発注者が業務委託にて行う場合に、本業務の受注者は第三者に対して優先的な権利を有さない。

8 経費の負担等

映像制作上、ドームでの試写が必要な場合、科学館と協議の上、経費負担なく大阪市立科学館の営業時間外に大阪市立科学館のドームにおいて試写を行うことができる。

科学館以外で、打ち合わせ、試写などを行う場合の旅費及び必要経費は全て受注者の負担とする。

9 その他

(1) 秘密の保持

ア 受注者は、本業務の遂行上知り得た発注者の情報を、仕様書に定める以外の目的で利用、第三者に開示若しくは漏えい、又は使用してはならない。契約終了後及び解除後も同様とする。

イ 本業務の遂行の過程で得た記録等を含む成果物を発注者の許可無く、第三者に閲覧し複写

し、貸与し、又は譲渡してはならない。

ウ 本業務の遂行のために科学館が提供した資料及びデータ等は、本業務以外の用途に用いないこととし、これらの資料及びデータ等は、契約終了までに科学館に返却すること。

(2) 個人情報等の保護

ア 受注者は、本業務遂行にあたり、個人情報及び業務に係るすべてのデータ(以下「個人情報等」という。)を取り扱う場合は、個人情報保護の重要性及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の趣旨に十分留意し、個人情報の保護に関する法律および関係法令・例規、ガイドライン等を遵守すること。

イ 受注者は、パソコン機器及びデータ管理を厳格に行い、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じること。

ウ 受注者は、本業務に関わる全ての者に対し、前2項を遵守させるために必要な措置を講じること。

(3) コンプライアンス

ア 受注者は、本業務遂行にあたり、関係法令・例規、社会的規範を遵守すること。

イ 受注者は、本業務に関わる全ての者に対し、前項を遵守させるために必要な措置を講じること。

(4) 損害賠償責任

受注者の故意又は重大な過失によって、発注者又は第三者に損害を与えた場合、客観的に承認された損害証明に基づき、受注者は、賠償又は補償を行うこと。

(5) 再委託の禁止

本業務の再委託は認めない。ただし、専門業者等による作業等が必要な場合など、発注者が認めた場合は、その限りではない。

(6) その他

本仕様書に記載のない事項についても、発注者が必要と認める軽微な作業については契約金額の範囲内で実施すること。

なお、業務内容に疑義を生じた時や不明な点があれば、そのつど協議のうえ決定する。

10 担当

地方独立行政法人大阪市博物館機構

大阪市立科学館学芸課

所在地：大阪市北区中之島四丁目2番1号

TEL：06-6444-5656 FAX：06-6444-5657